

競争参加資格に係る審査方法について

原子力発電環境整備機構の一般競争（指名競争）参加資格の審査方法は以下のとおりです。

1. 「物品、役務提供等」についての資格、資格の審査事項及び資格の等級の決定方法

(1) 資格

一般競争（指名競争）に参加できる者は、別表1のとおり資格を定めます。

(2) 資格の審査事項

資格についての審査は、次に掲げる事項について行います。

- ① 生産高又は販売高
- ② 経営規模
自己資本額
- ③ 経営比率
流動比率
- ④ 営業経歴
営業年数

(3) 資格の等級の決定方法

資格の等級は、各区分により、上記（2）の審査事項を要素とする以下の計算方式から算出された総合点数から、別表1の総合点数に対応する等級に格付します。

総合点数算定式 $a + b + c$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

a：年間平均実績高に対応する数値

項目 数値	年間平均実績高	項目 数値	年間平均実績高
65	200 億円以上	35	2.5 億円以上 5 億円未満
60	100 億円以上 200 億円未満	30	1 億円以上 2.5 億円未満
55	50 億円以上 100 億円未満	25	5,000 万円以上 1 億円未満
50	25 億円以上 50 億円未満	20	2,500 万円以上 5,000 万円未満
45	10 億円以上 25 億円未満	15	2,500 万円未満
40	5 億円以上 10 億円未満		

b：自己資本額に対応する数値

項目 数値	自己資本額	項目 数値	自己資本額
15	10億円以上	6	100万円以上 1,000万円未満
12	1億円以上 10億円未満	3	100万円未満
9	1,000万円以上 1億円未満		

c：流動比率及び営業年数のそれぞれに対応する数値

項目 数値	流動比率	項目 数値	営業年数
10	140%以上	10	20年以上
8	120%以上 140%未満	8	10年以上 20年未満
6	100%以上 120%未満	6	10年未満
4	100%未満		

2. 「地層処分に関する技術開発・技術調査等、補償コンサルタント」についての資格、資格の審査事項及び資格の等級の決定方法

(1) 資格

一般競争（指名競争）に参加できる者は、別表1のとおり資格を定めます。

(2) 資格の審査事項

資格についての審査は、次に掲げる事項について行います。

- ① 実績高
- ② 経営規模
自己資本額
- ③ 技術力
受託実績
研究論文数
技術者数
有資格者数
- ④ 営業経歴
営業年数

(3) 資格の等級の決定方法

資格の等級は、上記（2）の審査事項を要素とする以下の計算方式から算出された総合点数から、別表1の総合点数に対応する等級に格付します。

総合点数算定式 : $3a + b + 5c + d$

この算定式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるものとします。

①地層処分に関する技術開発・技術調査等

a : 年間平均実績高に対応する数値

年間平均実績高	点数
20 億円以上	30
10 億円以上 20 億円未満	25
5 億円以上 10 億円未満	20
1 億円以上 5 億円未満	15
1 億円未満	10

b : 自己資本額に対応する数値

自己資本額の数値	点数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

自己資本額の数値 = (自己資本額 / 年間平均実績高) × 100

c : 技術力に対応する数値

合計値	点数
80 以上	30
65 以上 80 未満	25
50 以上 65 未満	20
35 以上 50 未満	15
35 未満	10

① 受託実績	点数
50 件以上	30
30 件以上 50 件未満	25
20 件以上 30 件未満	20
10 件以上 20 件未満	15
10 件未満	10

合計値 = ① + ② + ③

② 研究論文	点数
80 件以上	30
50 件以上 80 件未満	25
30 件以上 50 件未満	20
10 件以上 30 件未満	15
10 件未満	10

③ 技術者数	点数
80 人以上	30
50 人以上 80 人未満	25
30 人以上 50 人未満	20
10 人以上 30 人未満	15
10 人未満	10

d : 営業年数に対応する数値

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

② 補償コンサルタント

a : 年間平均実績高に対応する数値

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

b : 自己資本額に対応する数値

自己資本額の数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

$$\text{自己資本額の数値} = (\text{自己資本額} / \text{年間平均実績高}) \times 100$$

c : 技術力（有資格者数）に対応する数値

有資格者数	点数	業種区分 補償関係 コンサルタント	有資格者数 不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士
55人以上	30		
33人以上 55人未満	25		
20人以上 33人未満	20		
8人以上 20人未満	15		
8人未満	10		

d : 営業年数に対応する数値

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

3. 「建設工事」についての資格、資格の審査事項及び資格の等級の決定方法

(1) 資格

一般競争（指名競争）に参加できる者は、別表1のとおり資格を定めます。

(2) 資格の審査事項

資格についての審査は、次に掲げる事項について行います。

- ① 審査基準日の直前の経営事項審査における種類別年間完成工事高
- ② 審査基準日の直前の経営事項審査における経営規模
- ③ 審査基準日の直前の経営事項審査における経営状況
- ④ 審査基準日の直前の経営事項審査における技術力
- ⑤ 審査基準日の直前の経営事項審査におけるその他の審査項目（社会性）

(3) 資格の等級の決定方法

資格の等級は、各区分により、上記（2）の審査事項を要素とする以下の計算方式から算出された総合点数から、別表1の総合点数に対応する等級に格付します。

総合点数算定式 : $0.25a + 0.15b + 0.20c + 0.25d + 0.15e$

この計算式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

- a : 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における完成工事高評点（X1）をもって付与数値とする。
- b : 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における自己資本額及び利益額評点（X2）をもって付与数値とする。
- c : 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における経営状況評点（Y）をもって付与数値とする。
- d : 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における技術職員数評点（Z）をもって付与数値とする。
- e : 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書におけるその他の評点項目（社会性等）評点（W）をもって付与数値とする。

(別表 1)

資格区分	業種区分	総合点数	等級
物品、役務提供等	物品等の販売（卸売・小売）又は製造、役務提供	90 以上	A
		90 未満 80 以上	B
		80 未満 55 以上	C
		55 未満	D
	物品の買受け	70 以上	A
		70 未満 50 以上	B
		50 未満	C
地層処分に関する技術開発・技術調査等、 補償コンサルタント	230 以上	A	
	230 未満 170 以上	B	
	170 未満	C	
建設工事	土木一式工事、建築 一式工事	1,200 以上	A
		1,200 未満 1,000 以上	B
		1,000 未満 800 以上	C
		800 未満 600 以上	D
		600 未満	E
	上記以外の工事	950 以上	A
		950 未満 700 以上	B
		700 未満	C